

令和6年第1回東広島市議会定例会

議

案

令和6年2月

目 次

諮 問 第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	1
諮 問 第 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	3
諮 問 第 4 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	5
諮 問 第 5 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	7
諮 問 第 6 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	9
同 意 案 第 7 号	農業委員会委員の任命の同意について……………	11
議 案 第 8 号	東広島市都市交通マスタープランの改定について……………	13
議 案 第 9 号	第3期東広島市教育振興基本計画の策定について……………	15
議 案 第 10号	市道の路線の認定について……………	17
議 案 第 11号	委託契約の変更について……………	20

議案第12号	東広島市工場立地法地域準則条例の制定について……………	22
議案第13号	東広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について……………	26
議案第14号	職員の給与に関する条例等の一部改正について……………	29
議案第15号	東広島市手数料条例の一部改正について……………	32
議案第16号	東広島市介護保険条例の一部改正について……………	38
議案第17号	東広島市国民健康保険税条例の一部改正について……………	42
議案第18号	東広島市乳幼児等医療費支給条例の一部改正について……………	47
議案第19号	東広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について……………	51
議案第20号	東広島市企業立地促進条例及び東広島市産業集積促進条例の一部改正について……………	53
議案第21号	東広島市漁港管理条例の一部改正について……………	57
議案第22号	東広島市安芸津港港湾施設管理条例の一部改正について……………	63

議案第23号	都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に 関する条例の一部改正について……………	69
議案第24号	東広島市営住宅設置及び管理条例の一部改正に ついて……………	72
議案第25号	東広島市火災予防条例の一部改正について……………	74

諮問第2号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年2月9日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 東 田 宏 昭

(提案理由)

人権擁護委員の任期が令和6年6月30日をもって満了するため、当該委員の候補者として法務大臣に推薦することについて、議会の意見を求めるものである。

(根拠法令)

人権擁護委員法

第6条

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

諮問第3号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年2月9日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 讃 岐 尚 芳

(提案理由)

人権擁護委員の任期が令和6年6月30日をもって満了するため、当該委員の候補者として法務大臣に推薦することについて、議会の意見を求めるものである。

(根拠法令)

人権擁護委員法

第6条

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

諮問第4号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年2月9日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 半 川 朋 齋

(提案理由)

人権擁護委員の任期が令和6年6月30日をもって満了するため、当該委員の候補者として法務大臣に推薦することについて、議会の意見を求めるものである。

(根拠法令)

人権擁護委員法

第6条

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

諮問第5号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年2月9日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 神 原 正 英

(提案理由)

人権擁護委員の任期が令和6年6月30日をもって満了するため、当該委員の候補者として法務大臣に推薦することについて、議会の意見を求めるものである。

(根拠法令)

人権擁護委員法

第6条

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

諮問第6号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年2月9日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 平 田 博 之

(提案理由)

人権擁護委員の任期が令和6年6月30日をもって満了するため、当該委員の候補者として法務大臣に推薦することについて、議会の意見を求めるものである。

(根拠法令)

人権擁護委員法

第6条

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

同意案第7号

農業委員会委員の任命の同意について

東広島市農業委員会委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年2月9日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 大 月 靖 規

(提案理由)

東広島市農業委員会委員大月みどり氏が令和5年11月30日をもって辞任したため、その後任の委員の任命について、議会の同意を求めるものである。

(根拠法令)

農業委員会等に関する法律

第8条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

議案第 8 号

東広島市都市交通マスタープランの改定について

東広島市都市交通マスタープランを別冊のとおり改定することについて、東広島市議会基本条例（平成 25 年東広島市条例第 12 号）第 14 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 9 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(提案理由)

都市づくりと交通施策等とを一体的な取組として、総合的に調和のとれた交通施策を体系的に実施していくため、本市における総合的な交通施策の基本方針として定めた東広島市都市交通マスタープランを改定することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市議会基本条例

第14条 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、議会と市長等が共に市民に対する責任を担いながら、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するため、次に掲げるものとする。

(2) 市民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される計画、施策事業等の策定および変更に関わるもので別に定めるもの

議案第9号

第3期東広島市教育振興基本計画の策定について

第3期東広島市教育振興基本計画を別冊のとおり策定することについて、東広島市議会基本条例（平成25年東広島市条例第12号）第14条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月9日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(提案理由)

本市の豊かな自然環境及び歴史・文化遺産、大学をはじめとする多くの学術研究機関並びに豊富な人材を生かした本市ならではの教育施策をより一層推進するため、第3期東広島市教育振興基本計画を策定することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市議会基本条例

第14条 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、議会と市長等が共に市民に対する責任を担いながら、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するため、次に掲げるものとする。

(2) 市民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される計画、施策事業等の策定および変更に関わるもので別に定めるもの

議案第10号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の路線を市道として認定するため、議会の議決を求める。

令和6年2月9日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
寺家南68号線	東広島市西条町寺家字尾形7912番27地先	東広島市西条町寺家字尾形7912番28地先	
下見55号線	東広島市西条町下見4328番4地先	東広島市西条町下見4328番21地先	
田口東57号線	東広島市西条町田口字東子2912番3地先	東広島市西条町田口字東子2920番13地先	
田口東58号線	東広島市西条町田口字西中郷1419番3地先	東広島市西条町田口字西中郷1419番8地先	
御 菌 宇 東 8 4 号 線	東広島市西条町御菌宇字東竜王山10819番1地先	東広島市西条町御菌宇字東竜王山10817番7地先	
御 菌 宇 東 8 5 号 線	東広島市西条町御菌宇字上神田6214番12地先	東広島市西条町御菌宇字上神田6214番22地先	
御 菌 宇 西 6 2 号 線	東広島市鏡山三丁目2755番24地先	東広島市鏡山三丁目2755番31地先	
米満東15号線	東広島市八本松町米満字関前605番9地先	東広島市八本松町米満字関前605番21地先	
八本松30号線	東広島市八本松町原9389番13地先	東広島市八本松町原9375番24地先	
上組25号線	東広島市八本松町飯田字梶久776番13地先	東広島市八本松町飯田字梶久775番2地先	
中組67号線	東広島市八本松飯田八丁目916番20地先	東広島市八本松飯田八丁目916番5地先	
	東広島市八本松町宗吉字	東広島市八本松町飯田字	

宗吉北8号線	三反田1180番22地先	八本松59番11地先	
高屋西17号線	東広島市高屋町高屋東2198番1地先	東広島市高屋町高屋東2196番6地先	
郷58号線	東広島市高屋町郷236番5地先	東広島市高屋町郷225番32地先	
西高屋駅南北線	東広島市高屋町中島442番32地先	東広島市高屋町中島652番14地先	
造賀河戸線	東広島市高屋町造賀2827番11地先	東広島市河内町戸野字下野6718番3地先	
小松原大芝線	東広島市安芸津町小松原字池ヶ原6番1地先	東広島市安芸津町風早字大芝10668番3地先	

(提案理由)

住宅団地内の道路、新設道路及び農道の管理の見直しを行った当該農道を市道として認定するため、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

道路法

第8条

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

議案第11号

委託契約の変更について

令和3年2月26日議決第25号により議決を経た西高屋駅南北自由通路等工事委託に関する基本協定を次のとおり変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月9日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

「3 契約金額 13億2,029万5,000円」を「3 契約金額 14億7,363万2,000円」に改める。

(提案理由)

西高屋駅南北自由通路等工事委託に関する基本協定について、工事の内容の一部を変更する必要があるため、委託契約金額を変更することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第12号

東広島市工場立地法地域準則条例の制定について

東広島市工場立地法地域準則条例を次のように定める。

令和6年2月9日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市工場立地法地域準則条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(区域)

第3条 法第4条の2第1項に規定する他の準則によることとすることが適切であると認められる区域は、本市の区域のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の準工業地域（以下「準工業地域」という。）
- (2) 都市計画法第8条第1項第1号の工業地域及び工業専用地域並びに同号に規定する用途地域の定めのない地域（以下「工業地域等」という。）

(緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第4条 前条各号に掲げる区域の緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下この条及び第6条において「緑地面積率」という。）及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合（以下この条において「環境施設面積率」という。）は、次の表のとおりとする。

区 域	緑地面積率	環境施設面積率
準工業地域	100分の10以上	100分の15以上
工業地域等	100分の5以上	100分の10以上

(敷地が2以上の区域にわたる場合の適用)

第5条 特定工場の敷地が準工業地域、工業地域等又はこれらの区域以外の区域のうち、2以上の区域にわたる場合における前条の規定の適用については、当該敷地のそれぞれの区域に存する部分の面積の敷地面積に対する割合（以下この条において「敷地割合」という。）につき、準工業地域又は工業地域等の敷地割合が最も高い場合には当該敷地割合が最も高い区域に係る前条の表の規定を当該敷地の全部に適用し、同条に規定する区域以外の区域の敷地割合が最も高い場合には同表の規定を当該敷地の全部に適用しない。

(建築物屋上等緑化施設等の緑地面積への算入割合)

第6条 準工業地域及び工業地域等における緑地面積率の算定において、工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省令・厚生省令・農林省令・通商産業省令・運輸省令第1号）第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び同令第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

(本市に隣接する地方公共団体の長との協議)

第7条 特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の規定の適用については、市長が当該地方公共団体の長と協議して定める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 昭和49年6月28日に設置され、又は設置のための工事が行われている特定工場において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。）が行われるときは、第4条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、工場立地に関する準則（平成10年大蔵省告示・厚生省告示・農林水産省告示・通商産業省告示・運輸省告示第1号。以下「法準則」という。）備考1の二及び三並びに3の規定の例による。この場合において、法準則備考1の二中「0.2」とあるのは同条の表準工業地域の項の規定が適用される場合にあつては「0.1」

と、同表工業地域等の項の規定が適用される場合にあつては「0.05」と、法
準則備考1の三中「0.25」とあるのは同表準工業地域の項の規定が適用され
る場合にあつては「0.15」と、同表工業地域等の項の規定が適用される場合
にあつては「0.1」と、法準則備考3の一中「0.2」とあるのは同表準工業地
域の項の規定が適用される場合にあつては「0.1」と、同表工業地域等の項の
規定が適用される場合にあつては「0.05」と、法準則備考3の二中「0.2
5」とあるのは同表準工業地域の項の規定が適用される場合にあつては「0.1
5」と、同表工業地域等の項の規定が適用される場合にあつては「0.1」と読
み替えるものとする。

(提案理由)

産業用地を効率的に活用し、市内の産業の活性化を図ることを目的として、工場立地法に規定する緑地面積率等を緩和するための準則を定めるため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

工場立地法

第4条の2 市町村（一略一）は、当該市町村の区域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項（以下この条において「緑地面積率等」という。）に係る前条第1項の規定により公表された準則によることとするよりも、他の準則によることとすることが適切であると認められる区域があるときは、その区域における緑地面積率等について、条例で、次項の基準の範囲内において、同条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則（一略一）を定めることができる。

議案第13号

東広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について

東広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月9日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

東広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年東広島市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(6) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(7) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第2項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同条第4項中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報又は特定個人情報」に改め、同条第5項中「第2項」の右に「の規定による利用特定個人情報の利用」を加え、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報又は特定個人情報」に改める。

別表第2中「法別表第1」を「法別表」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第４８号）の施行の日から施行する。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、用語の定義を定めるとともに、同法を引用している規定について所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

第9条

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（一略）又は防災に関する事務その他の事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

一略一

第19条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

(11) 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

議案第14号

職員の給与に関する条例等の一部改正について

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月9日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和49年東広島市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第16条第3項中「第3条第2項」の右に「、第3項若しくは第4項」を加える。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和49年東広島市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「保育所及び認定こども園に勤務する職員」を「保育所又は認定こども園に勤務する保育士、幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭であって保育業務に従事するもの」に改める。

第7条中「保育所及び認定こども園に勤務する職員」を「保育所又は認定こども園に勤務する保育士、幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭であって保育業務に従事するもの」に改め、「まで」の右に「を標準として市長が定める時間」を加える。

第11条第1項第2号中「午前8時30分から午後5時15分までを」を削る。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年東広島市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「第3条第2項」の右に「、第3項若しくは第4項」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

職員の申告を考慮して勤務時間を割り振ることを可能とするに当たり、関係条例における勤務時間の割振りに係る規定その他所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方公務員法（昭和25年法律第261号）

第24条

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

議案第15号

東広島市手数料条例の一部改正について

東広島市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月9日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市手数料条例の一部を改正する条例

東広島市手数料条例（平成12年東広島市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「もののほか、建築基準法」を「事務以外の建築基準法又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）」に改める。

第5条第2項中「及び第3号」を削り、「建築基準法に基づく事務」の右に「、同条第3号に規定する同法又は建築基準法施行令に基づく事務」を加え、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第1の1の項中「第120条第1項」の右に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表7の項中「事務」の右に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加え、同項単位の欄中「書類」の右に「又は届書等情報の内容を表示したもの」を加え、同項を同表9の項とし、同表6の項を同表8の項とし、同表5の項中「又は同法」を「、同法」に改め、「事項の証明書の交付」の右に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同項を同表7の項とし、同表4の項を同表5の項とし、同項の次に次のように加える。

<p>6 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき</p>	<p>700円</p>
--	----------------------------	----------------------------	-------------

別表第1の3の項中「第120条第1項」の右に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同項を同表4の項とし、同表2の項の次に次のように加える。

<p>3 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この表において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき</p>	<p>400円</p>
---	----------------------------	----------------------------	-------------

戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）			
--	--	--	--

別表第2の2中57の項を59の項とし、52の項から56の項までを2項ずつ繰り下げ、51の項の次に次のように加える。

52 建築基準法第86条の7第1項及び建築基準法施行令第137条の12第6項の規定に基づく既存建築物について大規模の修繕又は大規模の模様替の工事を行う場合における建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	既存建築物について大規模の修繕又は大規模の模様替の工事を行う場合の建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	申請1件につき		27,000円
53 建築基準法第86条の7第1項及び建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく既存建築物について大規模の修繕又は大規模の模様替の工事を行う場合における道路内における建築に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	既存建築物について大規模の修繕又は大規模の模様替の工事を行う場合の道路内における建築に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	申請1件につき		27,000円

別表第3の60の項及び60の2の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表60の3の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同表61の項及び61の2の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表61の3の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネル

ギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同表 6 2 の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表 7 0 の項中「1, 1 8 0, 0 0 0 円」を「1, 4 5 0, 0 0 0 円」に、「1, 4 1 0, 0 0 0 円」を「1, 7 2 0, 0 0 0 円」に、「1, 5 9 0, 0 0 0 円」を「1, 9 2 0, 0 0 0 円」に、「1, 9 5 0, 0 0 0 円」を「2, 3 6 0, 0 0 0 円」に、「2, 2 7 0, 0 0 0 円」を「2, 7 4 0, 0 0 0 円」に、「4, 5 5 0, 0 0 0 円」を「5, 6 4 0, 0 0 0 円」に、「5, 8 2 0, 0 0 0 円」を「7, 2 4 0, 0 0 0 円」に、「7, 0 7 0, 0 0 0 円」を「8, 7 9 0, 0 0 0 円」に改め、同表 8 9 の項を次のように改める。

89 高圧ガス保安法第 5 条第 1 項第 1 号に該当する者（移動式製造設備のみを使用して高圧ガスを製造する者に限る。）に係る高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査	高圧ガス製造許可申請手数料（移動式製造設備のみを使用して高圧ガスを製造する者に限る。）	申請 1 件につき	許可に係る高圧ガスの製造に使用する移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）第 37 条の 4 第 1 項の許可を要しない場合	処理容積が 100 立方メートル以上 200 立方メートル未満の設備	7,400 円
				処理容積が 200 立方メートル以上 1,000 立方メートル未満の設備	11,000 円
				処理容積が 1,000 立方メートル以上 5,000 立方メートル未満の設備	13,000 円
				処理容積が 5,000 立方メートル以上 25,000 立方メートル未満の設備	16,000 円
				処理容積が 25,000 立方メートル以上 100,000 立方メートル未満の設備	21,000 円
				処理容積が 100,000 立方メートル以上 500,000 立方メートル未満の設備	27,000 円
				処理容積が 500,000 立方メートル以上 1,000,000 立方メートル未満の設備	44,000 円
				処理容積が 1,000,000 立方メートル以上 5,000,000 立方メートル未満の設備	60,000 円
				処理容積が 5,000,000 立方メートル以上 10,000,000 立方メートル未満の設備	75,000 円
				処理容積が 10,000,000 立方メートル以上の設備	91,000 円
			許可に係		6,000 円

		る高圧ガスの製造に使用する移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の許可を要する場合	
--	--	--	--

別表第3の96の項中「(昭和42年法律第149号)」を削る。

附 則

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 別表第1の改正規定 令和6年3月1日
 - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 令和6年4月1日
- 2 改正後の別表第3の70の項及び89の項の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築基準法施行令の一部改正に伴い、新たに徴収する手数料を定め、手数料の額を改定し、並びにその他所要の規定の整備を行うとともに、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）の一部改正によりこれらの法令の題名が改正されたことに伴い、これらの法令を引用している規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合には、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

議案第16号

東広島市介護保険条例の一部改正について

東広島市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月9日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市介護保険条例の一部を改正する条例

東広島市介護保険条例（平成12年東広島市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条の2の次に次の1条を加える。

（保健福祉事業）

第1条の3 市は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）

第115条の49に規定する保健福祉事業（次項において「保健福祉事業」という。）として、被保険者が要介護状態等（法第2条第1項に規定する要介護状態等をいう。以下この項において同じ。）となることを予防するために、被保険者の交流の機会の提供に係る支援を行い、介護予防（要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止をいう。）に係る相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業を行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、保健福祉事業に関して必要な事項は、別にこれを定める。

第2条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同項第1号中「3万4,200円」を「2万9,484円」に改め、同項第2号中「4万4,460円」を「4万4,388円」に改め、同項第3号中「5万1,300円」を「4万4,712円」に改め、同項第4号中「5万8,

140円」を「5万5,080円」に改め、同項第5号中「6万8,400円」を「6万4,800円」に改め、同項第6号中「8万2,080円」を「7万7,760円」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第7号中「8万8,920円」を「8万4,240円」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第8号中「10万2,600円」を「9万7,200円」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第9号中「11万6,280円」を「11万160円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第10号中「12万3,120円」を「11万7,936円」に改め、同号ア中「620万円未満」を「520万円未満」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の右に「、次号イ又は第12号イ」を加え、同項第11号中「12万9,960円」を「12万9,600円」に改め、同号を同項第13号とし、同項第10号の次に次の2号を加える。

(11) 次のいずれかに該当する者 12万1,500円

ア 合計所得金額が520万円以上620万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 12万8,628円

ア 合計所得金額が620万円以上720万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第2条第2項中「2万520円」を「1万8,468円」に改め、同条第3項中「2万520円」を「1万8,468円」に、「3万4,200円」を「3万1,428円」に改め、同条第4項中「2万520円」を「1万8,468円」に、「4

万7,880円」を「4万4,388円」に改める。

第4条第3項中「又は第9号口」を「、第9号口、第10号口、第11号口、第12号口又は第13号口」に、「第9号まで」を「第13号まで」に改める。

第11条第2項中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護」を「法第8条第23項第1号に規定するサービス」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度までの年度分の保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

被保険者が要介護状態等となることを予防するために実施している事業のうち、一部の事業の位置付けを変更するとともに、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の一部改正に伴う介護保険の第1号被保険者に係る保険料の所得区分の見直し等に合わせて、令和6年度から令和8年度までの各年度の保険料等の改定その他所要の規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

介護保険法

第129条

2 前項の保険料は、第1号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。

議案第17号

東広島市国民健康保険税条例の一部改正について

東広島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月9日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東広島市国民健康保険税条例（昭和49年東広島市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の6.62」を「100分の7.3」に改める。

第4条中「2万7,950円」を「3万1,261円」に改める。

第5条第1号中「1万8,294円」を「2万186円」に改め、同条第2号中「9,147円」を「1万93円」に改め、同条第3号中「1万3,720円」を「1万5,139円」に改める。

第6条中「100分の2.44」を「100分の2.79」に改める。

第7条中「1万288円」を「1万1,601円」に改める。

第8条第1号中「6,563円」を「7,491円」に改め、同条第2号中「3,281円」を「3,745円」に改め、同条第3号中「4,922円」を「5,618円」に改める。

第9条中「100分の2.07」を「100分の2.09」に改める。

第10条中「1万605円」を「1万709円」に改める。

第11条中「5,182円」を「5,247円」に改める。

第24条第1項中「第28条」を「第30条」に、「市長に前条第1項」を「市長に同項」に改める。

第25条第1項第1号ア中「1万9,565円」を「2万1,883円」に改め、

同号イ(ア)中「1万2,806円」を「1万4,131円」に改め、同号イ(イ)中「6,403円」を「7,066円」に改め、同号イ(ウ)中「9,604円」を「1万598円」に改め、同号ウ中「7,202円」を「8,121円」に改め、同号エ(ア)中「4,595円」を「5,244円」に改め、同号エ(イ)中「2,297円」を「2,622円」に改め、同号エ(ウ)中「3,446円」を「3,933円」に改め、同号オ中「7,424円」を「7,497円」に改め、同号カ中「3,628円」を「3,673円」に改め、同項第2号ア中「1万3,975円」を「1万5,631円」に改め、同号イ(ア)中「9,147円」を「1万93円」に改め、同号イ(イ)中「4,574円」を「5,047円」に改め、同号イ(ウ)中「6,860円」を「7,570円」に改め、同号ウ中「5,144円」を「5,801円」に改め、同号エ(ア)中「3,282円」を「3,746円」に改め、同号エ(イ)中「1,641円」を「1,873円」に改め、同号エ(ウ)中「2,461円」を「2,809円」に改め、同号オ中「5,303円」を「5,355円」に改め、同号カ中「2,591円」を「2,624円」に改め、同項第3号ア中「5,590円」を「6,253円」に改め、同号イ(ア)中「3,659円」を「4,038円」に改め、同号イ(イ)中「1,830円」を「2,019円」に改め、同号イ(ウ)中「2,744円」を「3,028円」に改め、同号ウ中「2,058円」を「2,321円」に改め、同号エ(ア)中「1,313円」を「1,499円」に改め、同号エ(イ)中「657円」を「749円」に改め、同号エ(ウ)中「985円」を「1,124円」に改め、同号オ中「2,121円」を「2,142円」に改め、同号カ中「1,037円」を「1,050円」に改め、同条第2項第1号ア中「4,193円」を「4,689円」に改め、同号イ中「6,988円」を「7,815円」に改め、同号ウ中「1万1,180円」を「1万2,504円」に改め、同号エ中「1万3,975円」を「1万5,631円」に改め、同項第2号ア中「1,543円」を「1,740円」に改め、同号イ中「2,572円」を「2,900円」に改め、同号ウ中「4,115円」を「4,640円」に改め、同号エ中「5,144円」を「5,801円」に改める。

第29条を第31条とし、同条に見出しとして「(東広島市税条例との関係)」を付する。

第28条の前の見出しを削り、同条を第30条とし、同条の前の見出しとして「(国民健康保険税の納税通知書)」を付する。

第27条を第29条とする。

第26条の3の次に次の2条を加える。

(国民健康保険税の納税管理人)

第27条 国民健康保険税の納税義務者は、市内に住所又は居所を有しない場合においては、市の区域内に住所、居所、事務所若しくは事業所（以下この項において「住所等」という。）を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を市長に提出し、又は市の区域外に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を市長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から10日を経過した日とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る国民健康保険税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(国民健康保険税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第28条 前条第2項の認定を受けていない国民健康保険税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な理由がなく申告しなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

附則第14項中「第27条第1項第4号」を「第29条第1項第4号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東広島市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(提案理由)

国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る税率等の改定を行うとともに、納税管理人に関する規定その他所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方税法（昭和25年法律第226号）

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

議案第18号

東広島市乳幼児等医療費支給条例の一部改正について

東広島市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月9日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例

東広島市乳幼児等医療費支給条例（昭和49年東広島市条例第136号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東広島市こども医療費支給条例

第1条、第2条第1項第1号及び第3号並びに第2項並びに第3条中「乳幼児等」を「こども」に改める。

第3条の2を削る。

第4条第1項中「乳幼児等医療費」を「こども医療費」に改め、同条第2項中「乳幼児等医療費受給者証」を「こども医療費受給者証」に改める。

第5条第1項中「乳幼児等医療費」を「こども医療費」に、「乳幼児等の」を「こどもの」に改め、「（満15歳に達する日後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の疾病又は負傷については、入院及びその療養に伴う世話その他の看護に係るこれらの法律の規定による医療に関する給付が行われた場合に限る。）」を削る。

第6条第1項中「は、乳幼児等」を「は、こども」に改め、同項ただし書中「乳幼児等」を「こども」に、「処方せん」を「処方箋」に改め、同条第2項及び第3項中「乳幼児等」を「こども」に改める。

第7条中「乳幼児等医療費」を「こども医療費」に改める。

第8条の見出し中「乳幼児等医療費」を「こども医療費」に改め、同条中「乳幼児等の」を「こどもの」に、「乳幼児等医療費支給額」を「こども医療費支給額」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 市長は、偽りその他不正の手段によりこども医療費の支給を受けた者がいるときは、支給額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

第9条中「乳幼児等医療費」を「こども医療費」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。ただし、第6条第1項ただし書の改正規定（「処方せん」を「処方箋」に改める部分に限る。）及び附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の東広島市こども医療費支給条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の受給資格の認定について適用し、施行日前の受給資格の認定については、なお従前の例による。
- 3 新条例の規定は、施行日以後に行われる医療、指定訪問看護又は施術に係るこども医療費の給付について適用し、施行日前に行われた医療、指定訪問看護又は施術に係る乳幼児等医療費の給付については、なお従前の例による。
- 4 施行日において出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に係る新条例第4条第1項に規定する受給資格の認定及び同条第2項の規定によるこども医療費受給者証の交付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。
- 5 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第4条第2項の規定により交付されている乳幼児等医療費受給者証は、新条例第4条第2項の規定により交付されたこども医療費受給者証とみなす。

（東広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正）

- 6 東広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年東広島市条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2の2の表中「東広島市乳幼児等医療費支給条例」を「東

広島市こども医療費支給条例」に改める。

(提案理由)

乳幼児等に係る医療費の負担を軽減することを目的として、通院に係る乳幼児等医療費の支給対象となる乳幼児等の範囲を拡大し、受給資格者の要件に係る所得制限を廃止するとともに、乳幼児等医療費からこども医療費への名称の変更その他所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

第9条

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（一略）又は防災に関する事務その他の事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

一略一

第19条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

(11) 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

議案第19号

東広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

東広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月9日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

東広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め
る条例（平成26年東広島市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければ」を「掲示
するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信
されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放
送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改
める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準
ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録
媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条（見出しを含む。）の改
正規定は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、重要事項の掲示等及び電磁的方法による書面等の交付等に係る基準の見直しを行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

第34条

2 特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育（特定教育・保育施設が特別利用保育又は特別利用教育を行う場合にあっては、特別利用保育又は特別利用教育を含む。一略一）を提供しなければならない。

第46条

2 特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならない。

議案第20号

東広島市企業立地促進条例及び東広島市産業集積促進条例の一部改正
について

東広島市企業立地促進条例及び東広島市産業集積促進条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和6年2月9日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市企業立地促進条例及び東広島市産業集積促進条例の一部を改
正する条例

(東広島市企業立地促進条例の一部改正)

第1条 東広島市企業立地促進条例(昭和58年東広島市条例第21号)の一部を
次のように改正する。

第6条第2項中「指定の決定を行う」を「指定する」に改め、同条に次の1項
を加える。

3 市長は、前項の規定による指定をするときは、必要と認める条件を付けるこ
とができる。

第7条第1項中「により指定の決定」を「による指定」に改める。

第9条中「決定」の右に「の全部又は一部」を加え、同条中第3号を第5号と
し、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 第6条第3項の規定により付された条件に違反したとき。

(4) 正当な理由なく、指定に係る工場等の操業を開始することなく当該指定
を受けた日から起算して5年を経過したとき。

附則第2項中「平成36年3月31日」を「令和11年3月31日」に改め
る。

附則第3項を次のように改める。

- 3 この条例の失効前に第6条第2項の規定により指定事業者として市長の指定を受けた事業者（第8条第1項に規定する指定事業者の事業を承継する者を含む。）については、この条例は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（東広島市産業集積促進条例の一部改正）

第2条 東広島市産業集積促進条例（平成29年東広島市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 3 市長は、前項の規定による指定をするときは、当該助成措置の目的の達成に必要な限度において、条件を付することができる。

第9条中「いう。）」の右に「の全部又は一部」を加え、同条中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 第6条第3項の規定により付された条件に違反したとき。

(4) 正当な理由なく、指定に係る工場等の操業を開始することなく当該指定を受けた日から起算して5年を経過したとき。

附則第2項中「平成36年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

附則第3項を次のように改める。

- 3 この条例の失効前に第6条第2項の規定により指定事業者として市長の指定を受けた事業者（第8条第1項に規定する指定事業者の事業を承継する者を含む。）については、この条例は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中東広島市企業立地促進条例第6条に1項を加える改正規定並びに第9条の改正規定及び同条中第3号を第5号とし、第2号の次に2号を加える改正規定並びに第2条中東広島市産業集積促進条例第6条に1項を加える改正規定並びに第9条の改正規定及び同条中第3号を第5号とし、第2号の次に2号を加える改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の東広島市企業立地促進条例（以下「新企業立地条例」という。）の規定及び第2条の規定による改正後の東広島市産業集積促進条例（以下「新産業集積条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後にされる新企業立地条例第6条第1項の規定及び新産業集積条例第6条第1項の規定による申請に係る指定について適用し、同日前にされた第1条の規定による改正前の東広島市企業立地促進条例第6条第1項の規定及び第2条の規定による改正前の東広島市産業集積促進条例第6条第1項の規定による申請に係る指定については、なお従前の例による。

(提案理由)

本市の産業の継続的な発展に資することを目的として、東広島市企業立地促進条例及び東広島市産業集積促進条例の有効期限を延長するとともに、助成措置に係る指定の申請及び決定並びに指定等の取消しに関する規定その他所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

議案第 21 号

東広島市漁港管理条例の一部改正について

東広島市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 9 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市漁港管理条例の一部を改正する条例

東広島市漁港管理条例（平成 16 年東広島市条例第 68 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第 9 条中「第 11 条第 1 項」を「第 13 条第 1 項」に改める。

第 10 条第 1 項中「掲げる」の右に「使用をしようとする」を加え、同項第 1 号中「（法第 39 条第 5 項の規定により指定した区域内に存する施設に限る。）」を削り、「を使用しようとする者」を「の目的に従う使用」に改め、同項第 2 号中「を当該施設」を「の当該施設」に、「に使用しようとする者」を「のための使用（次号に規定する使用を除く。）」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(3) プレジャーボート（漁船法（昭和 25 年法律第 178 号）第 2 条第 1 項に規定する漁船、旅客定期航路事業に使用する船舶その他規則で定める業務用船舶、国又は地方公共団体の所有する船舶、ろかいのみをもって運転する舟その他市長が指定したもの以外の船舶をいう。以下同じ。）の係留を目的とする次に掲げる管理漁港施設（以下「プレジャーボート用泊地」という。）の使用

ア 小型船舶用泊地等（次条第 1 項の規定により指定された同項に規定する小型船舶用泊地及びこれへのプレジャーボートの係留の用に供する工作物を設置することとなる当該小型船舶用泊地に接する岸壁、物揚場、防波堤その他の漁港施設をいう。以下同じ。）

イ 暫定係留区域等（第12条第1項の規定により指定された同項に規定する暫定係留区域及びこれへのプレジャーボートの係留の用に供する工作物を設置することとなる当該暫定係留区域に接する岸壁、物揚場、防波堤その他の漁港施設をいう。以下同じ。）

第10条第3項中「1年」の右に「（プレジャーボート用泊地の使用にあつては、5年）」を加える。

第20条を第22条とする。

第19条第1号中「第11条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条第2号中「第16条又は第17条」を「第18条又は第19条」に改め、同条を第21条とする。

第18条を第20条とする。

第17条中「第11条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条を第19条とする。

第16条第1号中「第11条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条第2号中「第11条第2項」を「第13条第2項」に改め、同条第3号中「第11条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条を第18条とする。

第15条第1項中「又は漁港区域内水域等の占用」を「若しくは漁港区域内水域等の占用」に改め、「除く。）」の右に「又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）」を加え、同条を第17条とする。

第14条を第16条とし、第13条を第15条とする。

第12条第1項中「第10条第1項第1号の管理漁港施設に限る。）を使用する者又は管理漁港施設を占用する者は、別表第1」を「プレジャーボート用泊地を除く。）の使用（総トン数5トン以上の船舶の係留のための使用に限る。）をする者にあつては別表第1の1(1)の表」に、「算定した管理漁港施設使用料又は管理漁港施設占用料（以下「使用料等」という。）」を「、プレジャーボート用泊地の使用をする者にあつては別表第1の1(2)の表に定めるところにより算定した管理漁港施設使用料」に改め、同条第2項中「使用料等」を「管理漁港施設使用料又は管理漁港施設占用料（以下「使用料等」という。）」に改め、同項を同条第3項とし、

同条第1項の次に次の1項を加える。

2 管理漁港施設を占用する者は、別表第1の2の表に定めるところにより算定した管理漁港施設占用料を納付しなければならない。

第12条を第14条とし、第11条を第13条とし、第10条の次に次の2条を加える。

(小型船舶用泊地の指定)

第11条 市長は、漁港の区域の目的又は用途を妨げないと認められる範囲内において、プレジャーボートを係留させるための区域（以下「小型船舶用泊地」という。）を指定することができる。

2 市長は、前項の規定により小型船舶用泊地を指定したときは、これを告示するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、小型船舶用泊地を変更し、又はその指定を解除することができる。

4 第2項の規定は、前項の規定により小型船舶用泊地を変更し、又はその指定を解除する場合について準用する。

(暫定係留区域の指定)

第12条 市長は、船舶の航行の安全等の確保及び周辺的生活環境等の保全に支障を及ぼさないと認められる範囲内において、プレジャーボートを暫定的に係留させるための区域（以下「暫定係留区域」という。）を指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、暫定係留区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

3 前条第2項の規定は、前2項の規定により暫定係留区域を指定し、又は変更し、若しくはその指定を解除する場合について準用する。

附則第2項中「、第12条の規定にかかわらず」を削る。

附則に次の1項を加える。

(プレジャーボート用泊地の使用に係る管理漁港施設使用料の徴収の特例)

8 第14条第1項の規定にかかわらず、プレジャーボート用泊地の使用に係る管理漁港施設使用料は、令和7年3月31日までの間は、これを徴収しないものとする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第14条関係）

1 管理漁港施設使用料

(1) 管理漁港施設をその目的に従い使用する場合

区 分	単 位	金 額
岸壁 物揚場 浮棧橋	係留1回3時間までごとに総トン数1トンにつき	2円9銭

備考 船舶の総トン数5トンを超えるトン数に1トン未満の端数があるときは、その端数は、1トンとして計算する。

(2) 管理漁港施設をプレジャーボートの係留のために使用する場合

区 分	単 位	金 額
小型船舶用泊地等	1隻当たり船舶の長さ1メートル1月につき	300円
暫定係留区域等	1隻当たり船舶の長さ1メートル1月につき	300円

備考

1 この表において「船舶の長さ」とは、次に掲げる長さの合計をいう。

- (1) 係留するプレジャーボートの船舶の長さ
- (2) プレジャーボートの係留の用に供する棧橋及び渡橋の長さ
- (3) プレジャーボートの係留に伴い必要となる通船及び物置船の長さ

2 船舶の長さに1メートルに満たない端数があるときは、その端数を1メートルとして計算する。

3 使用期間が1月に満たないとき、又は使用期間に1月に満たない端数があるときは、当該1月に満たない使用期間又は当該1月に満たない端数の期間を1月として計算する。

2 管理漁港施設占用料

区 分	単 位	金 額
漁港施設 用地 漁港関連 施設用地	法第3条第2号ニからルまでに掲げる施設（漁具干場及び野積場を除く。）又は漁港関連施設として使用する目的で占用する場合	1平方メートルにつき1年 380円
	電柱、標柱その他これらに類するものを設置する場合	1本につき1年 1,500円
	地下埋設物を設置する場合	外径が0.5メートル未満のもの 1メートルにつき1年 230円

	外径が0.5メートル以上1メートル未満のもの	1メートルにつき1年	580円
	その他のもの	1平方メートルにつき1年	380円
	架空工作物を設置する場合	1平方メートルにつき1年	500円
	仮設工作物を設置し、又は工所用資材置場として使用する目的で占有する場合	1平方メートルにつき1月	75円

備考

- 1 管理漁港施設占有料の額の算定の基礎となる占有期間は、暦に従い年又は月により計算する。
- 2 管理漁港施設占有料の額が年額で定められている場合に、その占有期間が1年未満であるとき、又は1年未満の端数の期間があるときは、月割計算する。この場合において、当該期間に1月未満の端数があるときは、その端数の期間を1月として計算する。
- 3 管理漁港施設占有料の額が月額で定められている場合に、その占有期間が1月未満であるとき、又は1月未満の端数の期間があるときは、日割計算する。

別表第2中「第15条関係」を「第17条関係」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

漁港における放置艇をその所有者等に適正に管理させることを目的として、新たにプレジャーボートを係留することができる区域等及び係留に係る使用料を定めるとともに、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第 22 号

東広島市安芸津港港湾施設管理条例の一部改正について

東広島市安芸津港港湾施設管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 9 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市安芸津港港湾施設管理条例の一部を改正する条例

東広島市安芸津港港湾施設管理条例（平成 20 年東広島市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「この条例で」を「この条例において」に、「同法」を「法」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 この条例において「プレジャーボート」とは、船舶のうち、次に掲げるもの以外のものをいう。

- (1) 漁船法（昭和 25 年法律第 178 号）第 2 条第 1 項に規定する漁船
- (2) 旅客定期航路事業に使用する船舶その他規則で定める業務用船舶
- (3) 国又は地方公共団体の所有する船舶
- (4) ろかいのみをもって運転する舟
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が指定したもの

第 3 条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（使用の許可）」を付し、同条第 4 項中「第 1 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 3 項中「第 1 項」を「第 3 項」に改め、「1 年」の右に「（電柱、公衆電話、水道管、ガス管その他これらに類する物件を設置するために港湾施設を使用する場合及びプレジャーボートを係留するために使用する場合にあつては、5 年）」を加え、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項を同条第 4 項とし、同条第 1 項中「港湾施設を使用しよう」を「前 2 項の規定による使用をしよう」に改め、同項を同条第 3 項とし、同

条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

港湾施設は、その目的に従い、これを使用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、港湾施設は、その目的又は用途を妨げない限度において、当該港湾施設の目的以外の目的又は用途以外の用途に使用することができる。ただし、プレジャーボートの係留を目的とする使用にあっては、次に掲げる港湾施設を使用する場合に限る。

(1) 小型船舶用泊地等（次条第1項の規定により指定された同項に規定する小型船舶用泊地及びこれへのプレジャーボートの係留の用に供する工作物を設置することとなる当該小型船舶用泊地に接する岸壁、物揚場、防波堤その他の港湾施設をいう。以下同じ。）

(2) 暫定係留区域等（第5条第1項の規定により指定された同項に規定する暫定係留区域及びこれへのプレジャーボートの係留の用に供する工作物を設置することとなる当該暫定係留区域に接する岸壁、物揚場、防波堤その他の港湾施設をいう。以下同じ。）

第3条に次の1項を加える。

7 第3項の許可を受けた者のうち港湾施設の工事を行う者にあつては、当該許可に係る工事に着手し、又は当該工事を中止し、若しくは完了したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

第4条を次のように改める。

(小型船舶用泊地の指定)

第4条 市長は、港湾区域の目的又は用途を妨げないと認められる範囲内において、プレジャーボートを係留させるための区域（以下「小型船舶用泊地」という。）を指定することができる。

2 市長は、前項の規定により小型船舶用泊地を指定したときは、これを告示するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、小型船舶用泊地を変更し、又はその指定を解除することができる。

4 第2項の規定は、前項の規定により小型船舶用泊地を変更し、又はその指定を解除する場合について準用する。

第27条を第28条とする。

第26条中「第3条第1項、第7条本文、第12条、第16条本文又は第21条本文」を「第3条第3項、第8条本文、第13条、第17条本文又は第22条第1項本文」に改め、同条を第27条とし、第25条を第26条とする。

第24条第2項第1号中「第3条第1項及び第7条ただし書」を「第3条第3項及び第8条ただし書」に改め、同項第4号中「その他」を「前3号に定めるもののほか、」に改め、同条第3項中「第3条第1項及び第3項、第5条、第11条、第15条、第19条並びに第21条」を「第3条第3項及び第5項、第6条、第12条、第16条、第20条並びに第22条」に改め、同条を第25条とする。

第23条を第24条とし、第22条を第23条とする。

第21条第1項中「第19条第1項」を「第20条第1項」に改め、同条を第22条とする。

第20条を第21条とする。

第19条第1項中「第3条第1項、第4条第1項又は第7条ただし書」を「第3条第3項又は第8条ただし書」に改め、同項第4号中「第11条各号」を「第12条各号」に改め、同項第5号及び第6号中「第23条第1項」を「第24条第1項」に改め、同項第7号中「その他」を「前各号に定めるもののほか、」に改め、同条を第20条とする。

第18条を第19条とし、第17条を第18条とする。

第16条中「第3条第1項及び第4条第1項」を「第3条第3項」に改め、同条を第17条とし、第15条を第16条とする。

第14条ただし書中「第8条第2項」を「第9条第2項」に改め、同条を第15条とする。

第13条中「第3条第1項」を「第3条第3項」に改め、「受けた者」の右に「（当該港湾施設の目的以外の目的又は用途以外の用途の使用の許可を受けた者にあつては、建物以外の港湾施設を使用するものに限り、プレジャーボートの係留使用をするものを除く。）」を加え、同条後段を削り、同条を第14条とする。

第12条中「第7条ただし書」を「第8条ただし書」に改め、同条を第13条とする。

第11条中「第3条第1項又は第4条第1項」を「第3条第3項」に改め、同条第5号中「その他」を「前各号に定めるもののほか、」に改め、同条を第12条と

する。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条第1項中「第3条第1項又は第4条第1項」を「第3条第3項」に改め、同項第1号中「第3条第1項の許可に基づく港湾施設の使用」を「当該港湾施設の目的に従う使用」に改め、同項第2号中「第4条第1項の許可に基づく港湾施設の使用」を「当該港湾施設の目的以外の目的又は用途以外の用途の使用（次号に規定する使用を除く。）」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 当該港湾施設の目的以外の目的又は用途以外の用途の使用であつて、プレジャーボートの係留を目的とする使用（第14条及び附則第4項において「プレジャーボートの係留使用」という。） 別表第3の規定により算定した額
第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条中「第3条第1項」を「第3条第3項」に、「同条第2項」を「同条第4項」に改め、「又は前条第1項」を削り、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（暫定係留区域の指定）

第5条 市長は、船舶の航行の安全等の確保及び周辺的生活環境等の保全に支障を及ぼさないと認められる範囲内において、プレジャーボートを暫定的に係留させるための区域（以下「暫定係留区域」という。）を指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、暫定係留区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

3 前条第2項の規定は、前2項の規定により暫定係留区域を指定し、又は変更し、若しくはその指定を解除する場合について準用する。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項の前に見出しとして「（経過措置）」を付する。

附則に次の1項を加える。

（プレジャーボートの係留使用に係る使用料の徴収の特例）

4 第9条第1項の規定にかかわらず、プレジャーボートの係留使用に係る使用料は、令和7年3月31日までの間においては、これを徴収しないものとする。

別表第1及び別表第2中「第8条関係」を「第9条関係」に改める。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第9条関係）

使用施設	使用料	
	単 位	金 額
小型船舶用泊地等	1隻当たり船舶の長さ1メートル1月につき	300円
暫定係留区域等	1隻当たり船舶の長さ1メートル1月につき	300円

備考

- 1 この表において「船舶の長さ」とは、次に掲げる長さの合計をいう。
 - (1) 係留するプレジャーボートの船舶の長さ
 - (2) プレジャーボートの係留の用に供する栈橋及び渡橋の長さ
 - (3) プレジャーボートの係留に伴い必要となる通船及び物置船の長さ
- 2 船舶の長さに1メートルに満たない端数があるときは、その端数を1メートルとして計算する。
- 3 使用期間が1月に満たないとき、又は使用期間に1月に満たない端数があるときは、当該1月に満たない使用期間又は当該1月に満たない端数の期間を1月として計算する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

港湾における放置艇をその所有者等に適正に管理させることを目的として、新たにプレジャーボートを係留することができる区域等及び係留に係る使用料を定めるとともに、所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第 23 号

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正
について

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和 6 年 2 月 9 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改
正する条例

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（平成 18 年東広島市
条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号ア中「の区域」を「であって、7ヘクタールの範囲内において敷地
相互間の隣接間隔が50メートル以内に位置する建築物が50以上連たんする区域
として市長が指定する区域（以下「指定区域」という。）」に改め、同号中イを削
り、ウをイとし、同条第 2 号中「前号アからウまで」を「前号ア及びイ」に改め、
同条第 3 号中「及びイ」を削り、同条に次の 2 項を加える。

- 2 市長は、指定区域を指定するときは、規則で定めるところにより、その旨その
他規則で定める事項を告示するとともに、当該指定に係る区域を表示する図面を
公衆の縦覧に供するものとする。
- 3 前項の規定は、指定区域の変更又は廃止について準用する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後初めてその区域を指定される指定区域（改正後の第 2
条第 1 項第 1 号アに規定する指定区域をいう。）の指定の日前に都市計画法（昭

和43年法律第100号)第29条第1項、第35条の2第1項、第42条第1項ただし書又は第43条第1項の規定によりされた許可の申請であって、当該指定の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(提案理由)

市街化調整区域に係る開発行為等の許可の基準に関する区域を明確にすることを目的として、当該区域の指定の方法を定めるとともに、所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

都市計画法

第34条 前条の規定にかかわらず、市街化調整区域に係る開発行為（一略一）については、当該申請に係る開発行為及びその申請の手續が同条に定める要件に該当するほか、当該申請に係る開発行為が次の各号のいずれかに該当すると認める場合でなければ、都道府県知事は、開発許可をしてはならない。

- (11) 市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であつておおむね50以上の建築物（一略一）が連たんしている地域のうち、災害の防止その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、都道府県（指定都市等又は事務処理市町村の区域内にあつては、当該指定都市等又は事務処理市町村。以下この号及び次号において同じ。）の条例で指定する土地の区域内において行う開発行為で、予定建築物等の用途が、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途として都道府県の条例で定めるものに該当しないもの

議案第 24 号

東広島市営住宅設置及び管理条例の一部改正について

東広島市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 9 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

東広島市営住宅設置及び管理条例（平成 9 年東広島市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

別表造賀住宅の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

造賀住宅を廃止するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第 25 号

東広島市火災予防条例の一部改正について

東広島市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 9 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市火災予防条例の一部を改正する条例

東広島市火災予防条例（平成 16 年東広島市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 59 条第 1 項及び第 62 条第 1 項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

消防法施行令(昭和36年政令第37号)の一部改正に伴い、屋内消火栓設備及び自動火災報知設備に関する基準について、防火に関する制限の対象の見直しを行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法(昭和22年法律第67号)

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。